

セルフメディケーション税制 〔医療費控除の特例〕の利用にあたって

セルフメディケーション税制とは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間、健康の維持増進および疾病予防への取組として一定の取組（事業主健診、特定健康診査、人間ドック、がん検診、予防接種等）を行う方について、スイッチOTC医薬品の年間購入金額が12,000円を超えた場合、その超えた部分の金額（上限金額 88,000円）が所得控除の対象となる特例の制度です。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であるため、従来の医療費控除との選択適用となり、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられませんのでご注意ください。

スイッチOTC医薬品とは？

ドラッグストア等で販売されている、医師の処方せんがなくても購入できる医薬品のうち、医療用から切り替えられた医薬品です。



利用方法



セルフメディケーション税制を利用するには、一定の取組を行ったことを明らかにする書類または証明書の提出が必要です。

〔一定の取組の証拠書類〕

- ・市町村が実施する予防接種またはインフルエンザの予防接種に関する領収書（原本）または予防接種済証
- ・市町村が実施するがん検診の領収書（原本）または結果通知表
- ・勤務先で実施する定期健康診断の結果通知表
- ・当組合が実施する特定健康診査の結果通知表
- ・当組合が実施する人間ドックまたは各種健診の領収書（原本）または結果通知表

当組合のインフルエンザ予防接種助成を受ける場合、領収書（写し）に所属所長の原本証明を受けて提出してください。

※インフルエンザ予防接種をセルフメディケーション税制の一定の取組として利用する場合は、領収書（原本）を確定申告の際に提示してください。